

男女共同参画の視点からの災害対応

令和2年7月豪雨など、全国的に自然災害が増加しています。

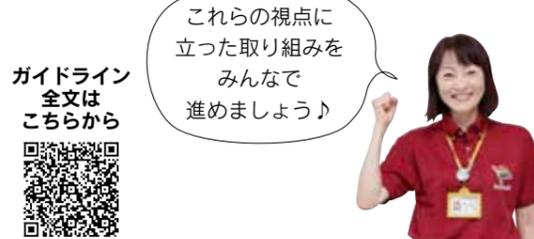
そのような中、5月に内閣府が女性視点の防災・復興ガイドラインを策定しました。

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」
(一部抜粋)

- 平時時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

このガイドラインは、これまで災害時に生じていた「女性と男性のニーズの違いなどが配慮されない」という課題を解決し、避難時の問題や苦痛を最小限にすることを目指しています。男女だけでなく、子どもや若者、高齢者、障がい者、LGBT など多様な人々への配慮ももちろん必要です。

この指標に示された考え方を忘れず、今後の災害に備え、平時時、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階での取り組みを強化しましょう。



ガイドライン全文はこちらから
QRコード



ひろみさ 本田博通地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします

共に学び共に育つ(後編)

学校で医療的ケアを必要とする小学2年生のふみさんと子どもたちのお話です。
「きゅうしよくのまえに先生とほけんしつにいきました。先生が「りゅうもい」とききました。わたしは「うん、いいよ」といいました。さいしよに、けつとうをはかります。そしたら、りゅうくんが「何、それ」といいました。わたしは「けつとうはかりきだよ」といいました。そのつぎに、おなかにうつつゅうしゃのじゅんびをしました。たしを2にあわせて、でるかをとしかめてうちます。りゅうくんが「いたい」とききました。わたしは「うん、いたくないよ」とこたえました。」(日記から)

間は、ふみさんも笑顔を見せていました。3年生に進級しクラス替えしたふみさんは自分のことを公開していきますが、そのときは、「(病気が)うつるかもしれない」と考えていたクラスメイトの意識を、りゅうくんたちが変えていく力になっていました。
ふみさんがしているインスリンの自己注射は諸外国では早くから行われていましたが、日本では長い間許可されず、糖尿病患者や専門医の運動でようやく可能になりました。ケアできる大人が地域にいる、友だちが知っている、手伝う人がたくさんいるということは、学校生活を送る上で当事者に安心感を与え、親がついていなくても大丈夫という自信につながり、自立心を育みます。「関係性が専門性を超える」という言葉があります。日常での関係が深い人のケアは医療職よりも医療的対応ができることが多いそうです。
「病気」を持つ子どもの支援も、「障害」のある子どもの支援も、当事者の一番近いところにいる子どもたちとの関わりを抜きには考えられないのです。

持続化給付金の受給資格が無い人に不正受給を持ち掛ける手口に要注意

事例

友人から「特定の会社を通じて持続化給付金を申請するとサラリーマンでも無職でも100万円の給付金が受け取れる」という話を聞いた。「税理士がいるので心配ない」と言うが、怪しい。(30歳代 女性)

アドバイス

持続化給付金は事業者(個人事業者も含む)に対して支払われます。事業を行っておらず受給資格がないサラリーマンや学生、無職の人が、自身を事業者と偽って申請をすることは犯罪行為であり、逮捕される事例が相次いでいます。友人やSNSを通じた勧誘の事例もあり、危険は身近にも迫っています。罪に問われないためにも絶対に誘いに乗らないようにしましょう。相談は 消費生活センター ☎ 33-8277 へ

将来受け取る国民年金に上乗せできる国民年金基金を知っていますか

国民年金基金に加入できる人

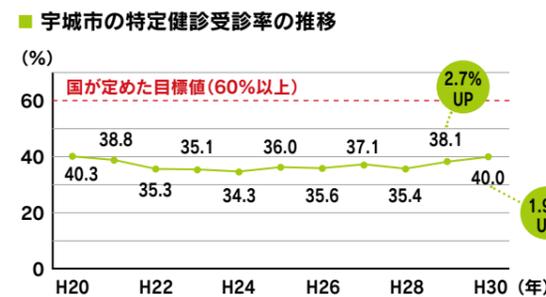
- 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者
 - 60歳以上65歳未満で国民年金の任意加入者
- ※障害年金受給などで法定免除を受けている人も、保険料の納付を申し出ると加入できます。
※保険料の免除・納付猶予の承認を受けている人、農業者年金加入者は対象外。付加保険料納付者は要確認。

国民年金基金の特徴やメリット

- 掛け金は全額社会保険料控除となり、節税に
- 基本は終身年金(終身年金A型は遺族保障付き)
- 掛け金の増減や一時休止も可
- 納めた期間分の年金は、将来必ず年金として受け取ることができ、支給開始年齢が変わることもなし

資料請求・相談 ☎ 0120-65-4192
全国国民年金基金熊本支部 ☎ 096-387-2220

宇城市の特定健診受診率

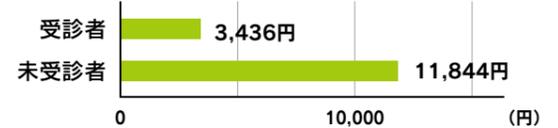


特定健診受診率が60%以上の市町村は、国が評価指標に基づき支援する「保険者努力支援制度」で高い点数をもらうことができます。この得点に基づいた交付金を受け取ることで、保険料の軽減につながります。平成30年度の特定健診の対象者は10,931人で、そのうち受診した人は4,374人、受診率40%でした。この制度では、60%に達していない場合も、前年度の実績より3%向上していると加点されます。

市の受診率は平成28年度から上昇傾向ですが、前年度からの上昇率は3%に届いていません。受診率を1%上げるには、新たに約110人の受診が必要です。

健診を受けると医療費が変わる!?

- 健診の受診者と未受診者一人当たりの医療費(平成30年度)



健診を受けた人は、受けていない人と比較して、生活習慣病などの治療にかかる医療費が約8,000円安く抑えられています。毎年健診を受けて生活を見直すことで、病気が重症化せず医療費が抑えられているのではないのでしょうか。

健康管理のために年に1度は健診を受けましょう

(数値は全て国保データベースシステムより)